

# 2023 年人事委員会勧告に向けての要求書

教育現場で奮闘する教職員の生活を守る立場で、  
賃金・労働条件を大幅に改善する勧告を出してください。

## 要 求 項 目

1. 昨今の物価高を踏まえ、賃金・諸手当の改善につながる勧告をおこなうこと。
2. 一時金を引き上げ、教職員の士気を高め生活改善につながる勧告とすること。
3. 2018 年度に変更された公民比較方法を元に戻し、県「行革」による地域手当 1.5%削減分を含む、公正な公民較差によって勧告を出すこと。
4. 昇給停止を廃止するなど再任用職員を含む高齢層職員の賃金改善につながる勧告をおこなうこと。
5. 労働時間の客観的で正確な把握を徹底するなど、超過勤務の根絶・縮減をはじめとした勤務条件改善にかかわる勧告を行うこと。法令等に照らして、さまざまな問題が指摘されている「サービスシステム」の調査を行い、県教委にその是正を求めること。
7. 職場の同僚性を破壊し、教育の質を著しく劣化させる成績主義賃金の導入を進める勧告・報告を行わないこと。
8. 青年教職員の賃金を大幅に引き上げる勧告を出すこと。
10. 会計年度任用職員の賃金・労働条件について、「同一労働同一賃金」の観点で、手当や休暇制度などを含めて大幅に改善するよう勧告すること。一時金については 2024 年度を待たず、勤勉手当の支給対象とし一時金の引き上げにつながるよう勧告すること。
11. 再任用制度について、今すぐ賃金・手当を正規職員と同等とするなど、安心して暮らせる雇用と賃金を保障する勧告をすること。
12. 先延ばしされている「給与制度の総合的見直し」による地域手当改善が直ちに実施されるような勧告を行うこと。
13. 「教職員未配置が多忙化の一因」となっている実態が改善されていないことを重く受け止め、新規採用教員を増やすなど、具体的・抜本的な措置を講じるよう勧告すること。
17. 県立学校での常勤講師が市立高校に採用される際には、一時金支給にかかる期間に常勤講師の期間を算入するよう措置すること。
18. 定年引上げにあたっては、教職員が 65 歳まで安心して働き続けることができるように 60 歳までと同様の賃金水準を確保するよう勧告・報告すること。
19. 給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しながらも、発生した測定可能な超過勤務に対し労基法第 37 条にもとづく時間外勤務手当の支給について検討に入ること。